

行財政・議会活性化調査特別委員会 調 査 報 告 書

平 成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

美 里 町 議 会

行財政・議会活性化調査特別委員会

目 次

はじめに	P1
1 議会活性化への取組み	P2
平成23年3月17日中間報告	P2
1-1 取組項目及び取組方法について	P2
1-2 これまでの確認項目	P3
1-3 中間のまとめ及び今後の取組	P3
平成23年8月29日中間報告	P3
1-1 取組項目及び取組方法について	P3
1-2 これまでの確認項目	P3
1-3 中間のまとめ及び今後の取組	P4
平成23年11月28日中間報告	P4
1-1 取組項目及び取組方法について	P4
1-2 これまでの確認項目	P4
1-3 中間のまとめ及び今後の取組	P6
平成25年3月5日中間報告	P6
1-1 取組項目及び取組方法について	P6
1-2 これまでの確認項目	P6
1-3 中間のまとめ及び今後の取組	P7
平成25年11月28日分科会報告	P7
1-1 取組項目及び取組方法について	P7
1-2 これまでの確認項目	P8
[取組項目] 資料	P9
2 議会報告会について	P11
平成22年議会報告会開催結果	P11
平成23年議会報告会開催結果	P12
平成24年議会報告会開催結果	P13
平成25年議会報告会開催結果	P15
3 災害時等緊急対策	P17
3-1 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における調査	P17
3-2 出来川の越流堤決壊による洪水の被害調査	P28
4 行財政・議会活性化調査特別委員会研修会の実施について	P31
5 行財政・議会活性化調査特別委員会予算決算審査	P31
行財政・議会活性化調査特別委員会名簿	P32
審査経過（特別委員会）	P32
審査経過（分科会）	P33
おわりに	P35

はじめに

本町議会では、平成 20 年 12 月定例会において、議会活性化に取り組むべく「議会活性化調査特別委員会」を設置した。

調査の結果、活性化のためには多くの法令上の改正が必要とされるが、これらの改正がなくても現状の制度の枠内で対応可能なもの、改正を行い本町議会に則した取り組みを行うべき項目及び執行部との調整や協力が必要な項目、さらに課題事項として分類し、とりまとめを行った。

このことにより、条例、規則及び規程等を改正し、その運用を行っているところである。

平成 22 年 2 月本町議会議員の改選が行われたが、「議会活性化調査特別委員会」で報告された事項について、さらなる調査、研究を行うため、新たに「行財政・議会活性化調査特別委員会」を設置し、議会活性化、議会報告会、災害時等緊急対策、議員研修、予算決算について取り組むこととした。

議会活性化については、項目を設定し、2 つの分科会で調査を行い特別委員会で審議を行い実施してきた。

この報告書は、中間報告等を含め、特別委員会の目的項目に沿って最終報告とするものである。

なお、行財政・議会活性化調査特別委員会は、議員の任期満了及び議会解散に伴う一般選挙後の最初の定例会において設置し、委員長は副議長が、副委員長には委員長の所属以外の常任委員長がその職務を行うこととしている。

1 議会活性化への取組み

【平成 23 年 3 月 17 日中間報告】

1 - 1 取組項目及び取組方法について

本特別委員会で取組むべき項目は、下記のとおりとしたが、項目数や内容が多岐に渡ることから、下表 No の C,D,E, 4, 8, 9, 10, 17 を優先して取組むこととし、2 分科会に分け調査することとした。

No	項 目	項目No	分科会	備考
A	出前議会（報告会との兼ね合いで検討）			
B	休日、夜間議会（必要性、需要と効果）			
C	答弁書の受領時期	1	第1	
D	反問権の付与	2	第1	
E	常任委員会の数及び構成人員	3	第1	
13	予算・決算審査における本会議の一括審議の検討	3	第1	
F	通年議会は特別委員会で運用を図る			
1	自由討議の実際の運用			
2	陳情、請願における提出者の発言機会の保障			
3	公聴会、参考人招致の活用			
4	インターネット配信の需要見極めと導入	4	第1	
5	議会報告会の実施内容、方法等の再検討			
7	議会開催、日程等の住民への周知方法			
18	議会、委員会等の開催周知方法の検討			
8	議員個々の賛否公開	5	第1	
9	傍聴者への議案、資料提供	6	第1	
10	政策形成能力の強化と提案拡大	7	第2	
6	特定テーマのシンポジウムや討論会実施の検討	7	第2	
11	議会モニター制度や町民会議等を活用した政策提言	7	第2	
12	委員会での継続審査（テーマ別審査）の実施	7	第2	
14	特別委員会の運営方法（期間、任期等）			
15	委員協議会（懇談会）のあり方			
16	通年議会の実施検討			
17	議員費用弁償のH23.4以降の検討	8	第1	

1 - 2 これまでの確認項目

検討項目「No17 議員費用弁償の H23.4 以降の検討」について、第 1 分科会から報告を受け、特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

1) 経過

平成 20 年度より議会の議員に支給する旅費は、職員に支給する旅費の例によることとし、また町内における会議又は委員会に出席したときの費用弁償は支給しないこととして、「美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の附則で特例を設けてきた。

2) 確認決定事項

議会の議員に支給する旅費は、職員に支給する旅費の例によることとするが、日当の額についても職員の例によることとした。

町内における会議又は委員会に出席したときの費用弁償は、日額 400 円を支給することとした。

1 - 3 中間のまとめ及び今後の取組

今後においては、取組項目について第 1 分科会、第 2 分科会で更なる調査、研究を行い、議会活性化方策において確認決定した項目を実施し、住民の付託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

【平成 23 年 8 月 29 日中間報告】

1 - 1 取組項目及び取組方法について

取組むべき項目には、内容が多岐に渡ることから優先して取組む項目を決定し、2 分科会で調査することとした。

(内容 3 月 29 日中間報告書提出済)

1 - 2 これまでの確認項目

検討項目「No8 議員個々の賛否公開」及び「No9 傍聴者への議案、資料提供」について、第 1 分科会から報告を受け特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

(1) No8 議員個々の賛否公開

議会だよりへの掲載により採決について「賛否の公開」を行う。

平成 24 年 3 月定例会から実施する。

(2) No 9 傍聴者への議案、資料提供

一般質問通告書を傍聴者へ無償配布する。

平成 2 4 年 3 月定例会から実施する。

1 - 3 中間のまとめ及び今後の取組

今後においては、取組項目について第 1 分科会、第 2 分科会で更なる調査、研究を行い、議会活性化方策において確認決定した項目を実施し、住民の負託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

【平成 23 年 11 月 28 日中間報告】

1 - 1 取組項目及び取組方法について

取組むべき項目には、内容が多岐に渡ることから優先して取組む項目を決定し、2 分科会で調査することとした。

(内容 3 月 1 7 日中間報告書提出済)

1 - 2 これまでの確認項目

第 1 分科会

検討項目「No.E 常任委員会の数及び構成人員」及び「No.13 予算・決算審査における本会議の一括審議の検討」について、第 1 分科会から報告を受け特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

(1) No . E 常任委員会の数及び構成人員

2 常任委員会とする。

平成 2 4 年 2 月から実施する。

(2) No.13 予算・決算審査における本会議の一括審議の検討

これまでどおり、分科会方式で行う。

第 2 分科会

検討項目「No .10 政策形成能力の強化と提案拡大」、「No. 6 特定テーマのシンポジウムや討論会実施の検討」及び「No.12 委員会での継続審査（テーマ別審査）の実施」について、第 2 分科会から報告を受け特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

No.10 政策形成能力の強化と提案拡大

No. 6 特定テーマのシンポジウムや討論会実施の検討

No.12 委員会での継続審査（テーマ別審査）の実施

(1) 政策討議する政策課題の範囲

議案の事前審査に当たらない範囲

将来にわたるまちづくりに係る政策課題

個別案件や個人の権利・利害に関わることは除く

(2) 問題発見、課題提起

1) 住民の声から取り上げる

議会報告会

請願・陳情

2) 議会から投げかける

議員

常任委員会

(3) 課題の精査と選定

1) 「議会報告会における提起」

議会報告会合同会議で振り分け作業

行財政・議会活性化調査特別委員会運営小委員会で精査・選定作業

行財政・議会活性化調査特別委員会全体で政策課題を決定し議長に報告

2) 「請願・陳情による提起」

住民が議長へ提出

議会運営委員会で精査

3) 「議員からの提起」

議会全体としての討議が必要な課題を議長に提出

議会運営委員会で精査

4) 「常任委員会からの提起」

議会全体としての討議が必要と判断した課題を議長に提出

議会運営委員会で精査

(4) 課題の決定

議会本会議で決定のうえ、「特別委員会」を設置して討議する。

(分科会方式や作業委員会方式も必要に応じて取り入れる。)

(5) 研究討議における住民参加

討議過程においてアンケート、討論会、シンポジウム等により住民の意見を反映するよう努める。

(6) 研究討議後の対応について

全員一致した場合のみ政策提言する。

条例化が必要な場合は、必要に応じて法令担当職員との協議を経て条例案を策定する。

住民への報告は議会だよりでお知らせする。

(7) 政策討議中に執行部から議案提出された場合の対応

政策討議中に町長より同趣旨の議案が提出された場合は、特別委員会において審議に応じるか、または継続審査を求めるかを判断する。

(8) 常任委員会活動の強化

常任委員会の政策形成能力強化を目指して、毎年３月議会で年間研究テーマを設定し、政策研究に努める。

以上を確認決定したことにより、これらを実施するため、美里町議会の関係例規を改正することとした。

１－３ 中間のまとめ及び今後の取組

今後においては、取組項目について第１分科会、第２分科会で更なる調査、研究を行い、議会活性化方策において確認決定した項目を実施し、住民の負託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

【平成 25 年 3 月 5 日中間報告】

１－１ 取組項目及び取組方法について

取り組むべき項目には、内容が多岐に渡ることから優先して取り組む項目を決定し、２分科会で調査することとした。

（内容 平成 23 年 3 月 17 日中間報告書提出済）

１－２ これまでの確認項目

検討項目「No. 4 インターネット配信の需要見極めと導入」、「No. D 反問権の付与」及び「No. C 答弁書の受領時期」について、第１分科会から報告を受け特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

(1) No. 4 インターネット配信の需要見極めと導入

導入すべきである。実施にあたっては、要綱等を設置して運営すべきである。

平成 25 年 12 月定例会から実施を目指す。

(2) No. D 反問権の付与

執行部への反問権の付与は行わない。ただし、運営基準（申し合わせ事項）に次の項を加える。

* 一般質問において、町長等が質問内容の確認を求める時は、議長に申し

出て、議長が休憩を宣言した後、行うことができる。

町長回答 指示のとおり行う。

(3) No. C 答弁書の受領時期

一般質問通告者に対し、答弁書を配布するよう町長等に要求する。

配布時期は、質問に入る直前とする。

町長回答 一般質問通告のうち、数値を伴う質問があった場合において、数値を事前に示す必要があると認められるときは、事前に示す。

1 - 3 中間のまとめ及び今後の取組

今後においては、下記取組項目について第 1 分科会、第 2 分科会で更なる調査、研究を行い、議会活性化方策において確認決定した項目を実施し、住民の負託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

No	項 目	分科会
1	町民も参加できる開かれた議会	2
	本会議での公聴会、参考人招致	
	議会モニター制度	
2	自ら運営できる議会	1
	通年議会	
	事務局体制の強化	
3	議会基本条例の検討	2
4	議員経費の検討	1
	議員定数	
	議員報酬	
	議員期末手当	
	議員費用弁償	
	政務活動費	

【平成 25 年 11 月 28 日分科会報告】

1 - 1 取組項目及び取組方法について

取り組むべき項目には、内容が多岐に渡ることから優先して取り組む項目を決定し、2 分科会で調査することとした。

(内容 平成 2 5 年 3 月 5 日 中間報告書提出済)

1 - 2 これまでの確認項目

検討項目「No.2 自ら運営できる議会」、「No.4 議員経費の検討」について第1分科会から、「No.1 町民も参加できる開かれた議会」、「No.3 議会基本条例」については第2分科会から、それぞれ報告を受け特別委員会で審議し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

No.1 町民も参加できる開かれた議会

本会議での公聴会、参考人招致については、検討した結果、議会会議条例、議会会議規則に規定し、平成25年12月定例会で提案する。

議会モニター制度は今後の検討課題とする。

No.2 自ら運営できる議会

通年議会及び事務局体制の強化については、検討した結果、結論に至らず、今後も検討が必要である。

No.3 議会基本条例

今後の検討課題とする。

No.4 議員経費の検討

今後も検討が必要である。

2 議会報告会について

議会の立場から町民への町政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することにより、議会の監視機能及び政策提言機能に資することを趣旨として3班編成とし開催した。

報告会の状況については下記のとおりである。

【平成22年議会報告会開催結果】

参加者状況

開 催 日		開 催 会 場	開 催 時 間	参加者数	担当班
5 月 2 5 日	火	美 里 町 公 民 館	19：00～21：00	25 人	1 班
		さ る び あ 館	19：00～20：50	26 人	2 班
		北 浦 地 区 公 民 館	19：00～20：50	14 人	3 班
5 月 2 6 日	水	中 埜 地 区 公 民 館	19：00～21：00	15 人	1 班
		二 郷 第 1 住 宅 集 会 所	19：00～20：43	23 人	2 班
		練 牛 住 宅 集 会 所	19：00～21：00	3 人	3 班
5 月 2 7 日	木	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	19：00～21：00	20 人	1 班
		駅 東 地 域 交 流 セ ン タ ー	19：00～20：40	13 人	2 班
		青 生 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	19：00～20：45	8 人	3 班
平 均 開 催 時 間 数			1 時 間 5 2 分		
参 加 者 数 合 計				1 4 7 人	
1 会 場 平 均 参 加 者 数				1 6 . 3 人	

実施班構成

は班長

班	議員氏名
1班	平吹俊雄 ・ 藤田洋一 ・ 我妻 薫 ・ 武者美太郎 ・ 吉田眞悦
2班	村松秀雄 ・ 橋本四郎 ・ 赤坂芳則 ・ 櫻井功紀 ・ 福田淑子
3班	千葉一男 ・ 山岸三男 ・ 菅井洋治 ・ 大橋昭太郎 ・ 梁川慶一

質問・意見要望事項件数

項 目	質問・意見要望のあった件数		
	合 計	報告会の会場で	報告会后に
議会に対するもの	64	37	27
質問事項	29	28	1
意見要望事項	35	9	26
執行部に対するもの	74	1	73

質 問 事 項	22	0	22
意見要望事項	51	0	51
そ の 他	1	1	0
合 計	138	38	100

なお、平成 23 年度においても継続することとしたが、平成 22 年度の実施状況を踏まえ、要綱改正を行い実施することとした。

主な改正箇所

項目	現行	改正
開催箇所数	9 箇所（小牛田 6 ・南郷 3）	16 箇所（小牛田 11 ・南郷 5）
開催時間	19：00 から	都合により 10：00、14：00 から可
委員の発言	委員個人の意見を述べない	審議過程で述べたもので会議録記載は可
班体制	3 班	4 班
報告会資料	合同会議で作成	予算審査分科会で分科会説明資料作成
合同会議		意見、要望等への回答案作成（追加）
小委員会	意見、要望等への回答案作成	廃止
執行機関へ照会	6 月下旬まで回答	7 月下旬まで回答

【平成 23 年議会報告会開催結果】

参加者状況

開 催 日	開 催 会 場	開催時間	参加者数	担当班
10月25日 火	志 賀 町 集 会 所	19：00～21：00	16 人	1 班
	青 生 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	19：00～21：00	6 人	2 班
	下小牛田地区農村集落センター	19：00～20：45	7 人	3 班
	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	19：00～20：45	6 人	4 班
10月26日 水	下 二 郷 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	19：00～20：30	3 人	1 班
	北 浦 地 区 農 村 集 落 セ ン タ ー	19：00～21：05	12 人	2 班
	美 里 町 公 民 館	19：00～20：30	7 人	3 班
	健 康 福 祉 セ ン タ ー	19：00～20：50	9 人	4 班
10月27日 木	青 生 白 寿 館	19：00～20：30	2 人	1 班
	不 動 堂 鶴 寿 館	19：00～20：45	3 人	2 班
	北 浦 西 部 白 寿 館	19：00～20：30	4 人	3 班
	練 牛 住 宅 集 会 所	19：00～21：00	3 人	4 班
10月28日 金	中 埴 地 区 公 民 館	19：00～20：30	4 人	1 班
	農 村 婦 人 の 家	19：00～20：40	5 人	2 班

	二 郷 第 1 住 宅 集 会 所	19:00~20:30	9 人	3 班
	駅 前 地 区 セ ン タ ー	19:00~20:40	5 人	4 班
参 加 者 数 合 計			101 人	
会 場 平 均 参 加 者 数			6.31 人	

実施班構成

は班長

班	議員氏名
1 班	平吹俊雄 ・ 櫻井功紀 ・ 橋本四郎 ・ 藤田洋一
2 班	我妻 薫 ・ 吉田眞悦 ・ 赤坂芳則
3 班	村松秀雄 ・ 武者美太郎 ・ 福田淑子 ・ 梁川慶一
4 班	千葉一男 ・ 大橋昭太郎 ・ 山岸三男

質問・意見要望事項件数

項 目	質 問 ・ 意 見 要 望 の あ っ た 件 数		
	合 計	報告会の会場で 処理した件数	報 告 会 後 に 処理した件数
議会に対するもの	44	39	5
質 問 事 項	15	14	1
意見要望事項	29	25	4
執行部に対するもの	151		
質 問 事 項	79		
意見要望事項	72		
そ の 他			
合 計	195		

なお、執行部に対するものは、項目内容を報告することとした。

【平成24年議会報告会開催結果】

参加者状況

開 催 日	開 催 会 場	開催時間	参加者数	担当班
5月22日 火	福ヶ袋会館	19:00~20:50	5 人	1 班
	美里町役場東庁舎	19:05~20:30	4 人	2 班
	北浦地区農村集落センター	19:00~20:40	15 人	3 班
5月23日 水	中埕地区公民館	19:00~20:50	14 人	1 班
	青生コミュニティセンター	19:00~20:30	9 人	2 班

		谷 地 中 公 会 堂	19：00～20：05	5 人	3 班
5 月 2 4 日	木	志 賀 町 集 会 所	18：30～20：20	23 人	1 班
		農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	19：00～20：40	12 人	2 班
		下小牛田地区農村集落センター	19：00～20：30	9 人	3 班
5 月 2 5 日	金	二 郷 第 1 住 宅 集 会 所	19：00～20：45	11 人	1 班
		駅 東 交 流 セ ン タ ー	19：00～20：40	9 人	2 班
		健 康 福 祉 セ ン タ ー	19：00～20：30	13 人	3 班
参 加 者 数 合 計				129 人	
会 場 平 均 参 加 者 数				10.75 人	

実施班構成

は班長

班	議員氏名
1 班	村松秀雄 ・ 橋本四郎 ・ 赤坂芳則 ・ 我妻 薫 ・ 櫻井功紀
2 班	千葉一男 ・ 藤田洋一 ・ 山岸三男 ・ 梁川慶一 ・ 吉田眞悦
3 班	福田淑子 ・ 武者美太郎 ・ 大橋昭太郎 ・ 平吹俊雄

質問・意見要望事項件数

項 目	質 問 ・ 意 見 要 望 の あ っ た 件 数		
	合 計	報告会の会場で 処理した件数	報告会后に 処理した件数
議会に対するもの	64	49	15
質 問 事 項	38	38	0
意見要望事項	26	11	15
執行部に対するもの	63		
質 問 事 項	20		
意見要望事項	43		
そ の 他			
合 計	127		

なお、執行部に対するものは、項目内容を報告することとした。

次年度への提案

議会報告会を平成25年も実施することとし、要綱改正を下記のとおり行うこととした。

- (1) 執行機関への質問、意見、要望は議長から通知し、7月末まで回答を求める。
- (2) 議会に係わる回答はこれまでどおり議会だよりへ掲載し、議会報告会の結果はホームページや町の行政情報コーナーを活用し公表する。

【平成25年議会報告会開催結果】

参加者状況

開催日		開催会場	開催時間	参加者数	担当
6月4日	火	赤井公会堂	19:00~20:30	10人	1班
		農村環境改善センター	19:05~20:30	5人	2班
		北浦コミュニティセンター	19:00~20:40	19人	3班
6月5日	水	志賀町集会所	19:00~20:30	20人	1班
		中央コミュニティセンター	10:00~11:45	5人	2班
		二郷第1住宅集会所	10:00~11:40	8人	3班
6月6日	木	青生コミュニティセンター	19:00~20:30	24人	1班
		福ヶ袋会館	19:00~20:40	9人	2班
		八幡集会所	19:00~20:30	22人	3班
6月7日	金	健康福祉センター（さるびあ館）	19:00~20:40	8人	1班
		駅東地域交流センター	19:00~20:45	9人	2班
		中埴地区公民館	19:00~20:30	9人	3班
参加者数合計				148人	
平均参加者数				12.3人	

実施班構成

は班長

班	議員氏名				
1班	村松秀雄	藤田洋一	山岸三男	我妻 薫	武者美太郎
2班	梁川慶一	橋本四郎	赤坂芳則	千葉一男	吉田眞悦
3班	福田淑子	櫻井功紀	大橋昭太郎	平吹俊雄	

質問・意見要望事項件数

項 目	質問・意見・要望のあった件数		
	合 計	報告会の会場で 処理した件数	報告会後に 処理した件数
議会に対するもの	92	77	15
質問事項	67	58	9
意見要望事項	25	19	6
総務産業建設常任委員会に 対するもの	5	5	-
教育民生常任委員会 に対するもの	11	10	1
執行部に対するもの	44		

質 問 事 項	5		
意見要望事項	39		
合 計	152	92	16

次年度への提案

検証の結果、議会報告会ではなく、各常任委員会の研究テーマを主とした懇談会方式とするよう提案する。よって、細部にわたる要綱等改正については、平成26年2月以降の特別委員会において審議し、取り組むよう提案する。

3 災害時等緊急対策

3 - 1 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における調査

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における経過報告

平成 23 年 8 月 29 日

行財政・議会活性化調査特別委員会

1 災害日時

平成 23 年 3 月 11 日（金） 午後 2 時 46 分発生（マグニチュード 9.0，震度 6 強）

2 特別委員会の調査等経過

月 日	会議等名称	内 容	備 考
3 月 29 日	第 10 回特別委員会	現地調査	調査内容別紙
4 月 6 日	特別委員長から町長へ通知	被害状況について	通知書別紙
4 月 8 日	第 11 回特別委員会	緊急要望について	
4 月 8 日	特別委員長から議長へ報告	町への緊急要望	
4 月 8 日	議長から町長へ通知	町への緊急要望	要望書別紙
5 月 6 日	第 12 回特別委員会	現地調査	調査内容別紙
5 月 30 日	議長から町長へ照会	緊急要望取組状況	
6 月 6 日	町長から議長へ回答	緊急要望について	
6 月 9 日	第 13 回特別委員会	調査報告	
6 月 15 日	第 14 回特別委員会	国への意見書について	確認
7 月 11 日	第 15 回特別委員会	緊急要望について 今後の取組について	
7 月 20 日	第 16 回特別委員会	町への要望について	要望書別紙
8 月 29 日	第 17 回特別委員会	中間報告について	

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における被害調査

平成 23 年 6 月 9 日
行財政・議会活性化調査特別委員会

災害日時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 午後 2 時 46 分発生

調査者 1 藤田洋一委員，2 山岸三男委員，3 橋本四郎委員，4 赤坂芳則委員
5 我妻 薫委員，7 櫻井功紀委員，8 武者美太郎委員，10 平吹俊雄委員
11 梁川慶一委員，12 村松秀雄委員，13 千葉一男委員，14 福田淑子委員
15 吉田眞悦委員長，9 大橋昭太郎副委員長，16 相澤清一議長

随行者 大友義孝議会事務局長，伊藤弘子事務局次長，澤村拓也事務局主事

調査日時及び調査箇所

項 目	調 査 日 時	調 査 箇 所（NO）
第 1 回 目	平成 23 年 3 月 29 日（火） 午前 10 時 30 分から 午後 4 時 40 分まで	01 スイミングセンター 02 南郷小学校 03 鳴瀬川左岸堤防（並柳） 04 ごみ搬入状況（旧練牛小学校） 05 不動堂小学校 06 青生コミュニティセンター 07 トレーニングセンター 08 ごみ搬入状況（トレーニングセンター） 09 江合川左岸堤防（下平針） 10 公民館 11 本庁舎
第 2 回 目	平成 23 年 5 月 6 日（金） 午前 9 時 45 分から 午後 4 時まで	12 中埴小学校給食調理室 13 仮設住宅建設地（旧中埴小学校） 14 中埴幼稚園 15 北浦幼稚園 16 北浦第 2 住宅 17 小牛田中学校 18 小牛田幼稚園 19 不動堂中学校 20 南郷病院 21 生き生きセンター 22 仮設住宅建設地（土田畑村東側） 23 南郷中学校 24 南郷学校給食センター 25 小牛田保育所 26 北浦地区公民館

3 - 2 出来川の越流堤決壊による洪水の被害調査

出来川の越流堤決壊による洪水の被害調査

平成 24 年 7 月 24 日

行財政・議会活性化調査特別委員会

災害日時 平成 24 年 5 月 4 日（金） 午前 9 時 30 分発生

調査者 1 藤田洋一委員、2 山岸三男委員、3 橋本四郎委員、4 赤坂芳則委員
5 我妻 薫委員、7 櫻井功紀委員、8 武者美太郎委員、10 平吹俊雄委員
11 梁川慶一委員、12 村松秀雄委員、13 千葉一男委員、14 福田淑子委員
15 吉田眞悦委員長、9 大橋昭太郎副委員長、16 相澤清一議長

随行者 伊藤弘子議会事務局長、佐藤俊幸事務局次長、澤村拓也事務局主事

調査日時及び調査箇所

調 査 日 時	調 査 箇 所（NO）
平成 24 年 5 月 6 日（日） 午後 1 時 00 分から 午後 3 時 05 分まで	1 定川左岸堤防（名鱈沼） 2 勝村道路陥没箇所（鳥谷坂地区） 3 出来川越流堤決壊箇所（涌谷町）

被災状況

床下浸水 3 戸

冠水農地 233.0ha（涌谷町、石巻市の農地も含む）

写

宮城県土木部長 橋本 潔 様

宮城県北部土木事務所長 武井 昌彦 様

出来川の治水対策に関する 要 望 書

平成 2 4 年 8 月 3 日

美里町議会

議長 相澤 清一

出来川の治水対策に関する要望書

平成24年5月4日の大雨による出来川越流堤決壊の復旧につきましては、早期に対処していただき感謝申し上げます。

出来川は、美里町を流れ江合川に注ぐ地域生活に大きな影響を与える河川であります。今回の災害により、本町では住宅の床下浸水および多くの農地の冠水被害を受けました。

近年多くの地震が発生していることによる堤体の脆弱化、さらには各地で多発しているゲリラ豪雨による多大な災害が懸念され、地域住民は大変な不安を抱いている状況であります。

つきましては、安心安全な町づくりと町民の生命財産を守るため、下記の事項について格別なる御高配を賜りたく、要望申し上げます。

記

- 1．名鰭越流堤の完全復旧を急がれたい
- 2．出来川河川改修事業の早期完成を図られたい
- 3．河川管理については、これまで以上に強化されたい
- 4．江合川、鳴瀬川を含めた総合的な治水対策を講じられたい

平成24年8月3日

美里町議会議長 相澤 清一

宮城県土木部長	橋本	潔	様
宮城県北部土木事務所長	武井	昌彦	様

4 行財政・議会活性化調査特別委員会研修会の実施について

第 1 回

平成 23 年 2 月 2 日、全国都道府県議長会 元議事調査部長 野村 稔 氏を講師に迎え、『「開かれた議会を目指して」議会運営と活性化』と題して講演会を開催した。

第 2 回

平成 25 年 2 月 5 日、会津若松市議会議長の目黒 章三郎氏を講師に迎え、『会津若松市議会における議会活性化の取り組みについて』と題して講演会を開催した。

第 3 回

平成 25 年 10 月 16 日、東北税理士会古川支部 税理士 中鉢 敏征 氏を講師に迎え『公営企業の新会計制度について』と題して講演会を開催した。

5 行財政・議会活性化調査特別委員会 予算決算審査

予算決算に係わることとして、「総務、産業、建設」と「教育、民生」の分科会に分かれて審査を行い、審査結果は意見を付して議会で報告している。

美里町議会 行財政・議会活性化調査特別委員会名簿

	平成 22 年 2 月 12 日 ~ 平成 25 年 12 月 5 日	平成 25 年 12 月 5 日 ~ 平成 26 年 2 月 4 日
委 員 長	吉 田 眞 悦	村 松 秀 雄
副 委 員 長	大 橋 昭太郎	我 妻 薫

	第 1 分科会	第 2 分科会
分 科 会 委 員 長	村 松 秀 雄	我 妻 薫
分 科 会 副 委 員 長	千 葉 一 男	赤 坂 芳 則
委 員	藤 田 洋 一	山 岸 三 男
	橋 本 四 郎	櫻 井 功 紀
	平 吹 俊 雄	武 者 美太郎
	梁 川 慶 一	大 橋 昭太郎
	福 田 淑 子	

【 審査経過 】

(1) 特別委員会開催年月日

第 1 回	平成 22 年 2 月 12 日
第 2 回	平成 22 年 3 月 29 日
第 3 回	平成 22 年 4 月 30 日
第 4 回	平成 22 年 6 月 28 日
第 5 回	平成 22 年 8 月 23 日
第 6 回	平成 22 年 10 月 26 日
第 7 回	平成 22 年 12 月 2 日
第 8 回	平成 23 年 1 月 25 日
第 9 回	平成 23 年 3 月 17 日
第 10 回	平成 23 年 3 月 29 日
第 11 回	平成 23 年 4 月 8 日
第 12 回	平成 23 年 5 月 6 日

第 13 回	平成 23 年 6 月 9 日
第 14 回	平成 23 年 6 月 15 日
第 15 回	平成 23 年 7 月 11 日
第 16 回	平成 23 年 7 月 20 日
第 17 回	平成 23 年 8 月 29 日 中間報告確認
第 18 回	平成 23 年 10 月 24 日
第 19 回	平成 23 年 11 月 24 日
第 20 回	平成 23 年 11 月 28 日 中間報告確認
第 21 回	平成 24 年 2 月 6 日
第 22 回	平成 24 年 5 月 6 日 災害現地調査
第 23 回	平成 24 年 5 月 14 日
第 24 回	平成 24 年 7 月 24 日
第 25 回	平成 24 年 12 月 7 日
第 26 回	平成 25 年 1 月 31 日
第 27 回	平成 25 年 2 月 22 日
第 28 回	平成 25 年 4 月 10 日
第 29 回	平成 25 年 5 月 22 日
第 30 回	平成 25 年 7 月 31 日
第 31 回	平成 25 年 9 月 9 日
第 32 回	平成 25 年 11 月 28 日

(2) 分科会開催年月日

	第 1 分科会	第 2 分科会
第 1 回	平成 23 年 1 月 25 日	平成 23 年 1 月 25 日
第 2 回	平成 23 年 1 月 31 日	平成 23 年 1 月 31 日
第 3 回	平成 23 年 2 月 7 日	平成 23 年 2 月 15 日
第 4 回	平成 23 年 2 月 17 日	平成 23 年 3 月 11 日
第 5 回	平成 23 年 2 月 21 日	平成 23 年 6 月 24 日

第 6 回	平成 23 年 3 月 4 日	平成 23 年 7 月 1 日
第 7 回	平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年 7 月 19 日
第 8 回	平成 23 年 7 月 13 日	平成 23 年 8 月 11 日
第 9 回	平成 23 年 7 月 19 日	平成 23 年 8 月 25 日
第 10 回	平成 23 年 8 月 2 日	平成 23 年 10 月 11 日
第 11 回	平成 23 年 8 月 11 日	平成 23 年 11 月 9 日
第 12 回	平成 23 年 8 月 19 日	平成 23 年 11 月 21 日
第 13 回	平成 23 年 8 月 26 日	平成 25 年 8 月 20 日
第 14 回	平成 23 年 10 月 11 日	平成 25 年 9 月 26 日
第 15 回	平成 23 年 11 月 9 日	平成 25 年 10 月 7 日
第 16 回	平成 23 年 11 月 22 日	平成 25 年 10 月 28 日
第 17 回	平成 23 年 11 月 24 日	平成 25 年 11 月 11 日
第 18 回	平成 24 年 11 月 13 日	
第 19 回	平成 24 年 11 月 27 日	
第 20 回	平成 24 年 12 月 5 日	
第 21 回	平成 24 年 12 月 21 日	
第 22 回	平成 25 年 1 月 11 日	
第 23 回	平成 25 年 8 月 20 日	
第 24 回	平成 25 年 10 月 2 日	
第 25 回	平成 25 年 11 月 11 日	
第 26 回	平成 25 年 11 月 15 日	
第 27 回	平成 25 年 11 月 21 日	

おわりに

平成 24 年 9 月、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため地方自治法の一部改正が行われた。

今後は、確認決定した項目を議会活性化方策の実施をとおり、住民の付託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

なお、検討事項として残された項目をはじめ、さらなる議会活性化に向け、行財政・議会活性化調査特別委員会を設置し、歩みを止めることなく調査、研究を行うべきである。